

2018. 8

Law Office YODOYABASHI

No.30



山羊たちの行進

〒541-0041

大阪府中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <http://www.yodo-law.com>

弁護士 藤井 勲
弁護士 西垣 昭利
弁護士 奥田 直之
弁護士 西野 航
弁護士 鹿野 耕平
弁護士 平井 智也
弁護士 山田 耕一郎

弁護士 阿部 清司
弁護士 山本 彼一郎
弁護士 井上 敏志
弁護士 高野 史恵
弁護士 中嶋 俊太郎
弁護士 篠田 陽哉
弁護士 藪内 達也

弁護士 安田 正俊
弁護士 太田 真美
弁護士 今井 佐和子
弁護士 黒田 拓志
弁護士 松本 京子
弁護士 宮本 暁

役に立つ法律情報

第24回「相続法の改正(配偶者保護など)」

相続に関する民法の規定を大きく変える法律改正案が、先日国会を通過しました。早ければ来年にも施行される可能性がありますので、大まかな内容をご説明します。

第1 配偶者の保護

【具体的例】

夫が亡くなり、妻と子3名が相続人で、妻が居住している夫所有の土地建物が3000万円、夫の預金が3000万円残されていた場合で考えてみます。

1 配偶者への贈与や遺贈の特例

上記の例で、婚姻期間が20年を超える夫婦の場合、夫が妻に居住用の建物やその敷地を生前に贈与したり、遺贈（遺言で贈与すること）した場合は、その建物や敷地の評価額を遺産分割の際の計算から除外することができることになります。

現在の法律では、夫が妻に土地建物を生前贈与や遺贈をしても、遺産分割の際に、その分も加えて遺産総額を6000万円と計算して、妻の相続分（2分の1：3000万円）は、土地建物3000万円を取得したことでなくなり、預金3000万円は子ども達で分けることになります。

今回の改正では、妻の取得となった土地建物は遺産の計算から除かれ、妻は、土地建物の他に、預金3000万円の2分の1の1500万円を取得し、残り1500万円を子らが500万ずつ取得することになります。

このような制度の適用を受けるためには、①20年以上の婚姻期間があり、②居住用の建物やその敷地を、③夫が生前に贈与するか遺言で遺贈しておくことが必要です。

なお、20年以上の婚姻期間があり、居住用の資産に関して配偶者に生前贈与する場合、基礎控除110万円のほかに最高2000万円まで控除できるという特例がありますが、本件の例のように2000万円を超える資産の場合には、生前贈与が良いか遺贈するほうが良いかは税制面と後日の遺産分割における問題を含めて、専門家との相談が不可欠です。

また、上記の例と異なり、土地建物価額が遺産総額に占める割合が高い場合は、遺留分減殺請求との関係で、土地建物価額の一部しか計算から除外されないことがあり、後記2の配偶者居住権の遺言による遺贈を選択した方が好ましい場合もありますから、この点からも弁護士との相談が不可欠です。

2 配偶者居住権

夫から妻に住居の所有権の贈与や遺贈がなされていない場合でも、また、婚姻期間が20年未満の場合でも、妻の居住環境を守るために、遺産分割に当たり居住権の設定ができることになりました。

妻が、夫の死亡時に遺産である建物に居住している場合には、夫が遺言で配偶者居住権を遺贈するか、相続人の間で意見が一致するか、そうでなくても、裁判所が妻の生活を維持するために特に必要があると認める場合は、原則として妻が亡くなるまで（より短くなる場合もあります。）居住権を認める制度です。例えば配偶者居住権の価格が1000万円の場合（実際には妻の居住期間の予測などで差があり、計算は複雑ですが）、妻は2分の1の相続分3000万円について、配偶者居住権1000万円と2000万円の預金を選択し、土地建物の所有権2000万円（土地建物価格3000万円から配偶者居住権価格1000万円を差し引いたもの）と預金1000万円を子ども2人が取得するという分割方法が可能になり、妻の居住の確保と生活資金の確保が可能になります。

配偶者居住権は登記することもできる権利であり、第三者に権利主張するためにも登記すべきですが、この権利を他の者に譲渡することは許されていません。





3 配偶者短期居住権

妻が2の配偶者居住権を取得しない場合でも、夫が死亡した際に夫所有の建物に無償で居住していた妻は、一定の期間（少なくとも夫死亡の日から6か月間あるいは遺産分割で当該建物の取得者が決まるまで）の無償の居住権が認められます。相続問題が落ち着くまでの妻の居住環境を守るためのものです。

第2 親族特別寄与

被相続人に対して、その生前に介護や療養その他の労務の提供をした相続人がある場合は、その相続人には、寄与分として、法定相続分より取得分が増えるという制度がありましたが、これが認められるのは相続人に限られていました。そのため、例えば、実際に介護を担当してきたのが、被相続人の長男の妻であった場合でも、長男の寄与として評価する方法が採られたこともありますが、今回の改正で、親族に限り、各相続人に直接寄与に応じた特別寄与料の請求ができることになりました。

当事者間で協議が整わない場合は、家庭裁判所に金銭の支払を命じることを求めることができますが、相続開始（被相続人の死亡）及び相続人を知ったときから6ヵ月を経過したり、相続開始から1年を経過したときは、請求できないことに注意が必要です。

新しい制度でもあり、このような事情に該当する可能性があるかもしれないとお考えの場合は早めに弁護士に相談されることをお勧めします。

第3 預金の引出権

預金については、もともと、遺産分割手続とは無関係に、各相続人がその法定相続分に応じて取得できるとされていました。ところが、平成28年12月19日の最高裁大法廷の決定で、預金も遺産分割手続の対象となることになり、遺産分割手続が済まない限り、金融機関から、各相続人がそれぞれ自分の法定相続分を引き出すことはできないことになり、その結果、相続人全員の合意ができない限り、葬儀費用や、被相続人から援助を受けていた相続人の生活費も、直ぐには被相続人の預金口座から引き出せないことになり、困ることもありました。

今回の改正では、遺産分割手続が終わらなくても、各相続人が預金額の3分の1に自己の法定相続分を乗じた金額（具体的には金融機関別に法務省令で定める金額が限度になりますので、より少ない金額になることもあります。）を、単独で引き出すことができる制度ができます。引き出した金額は、引き出した相続人の一部先行取得とみなされて、後日遺産分割が成立するときに清算されます。

なお、これとは別に預金の仮分割の仮処分の制度もできます。これは、上記の一般的な引き出し権では、金額的に足りない場合に、裁判所の判断で、さらに引き出しが可能となる仮処分を認める制度です。



第4 その他

自筆遺言証書の方式の緩和（一面では緩和されていますが、一面では難しくなった面もあり、事前にご相談いただいたほうが安全です。）、遺言執行者の権限の明確化、遺留分制度改革（遺留分の対象が不動産の場合でも、金銭支払請求が可能になった。）など、多くの改正点があります。

第5 専門家への相談を

いずれにせよ、相続の問題は素人判断は危険です。インターネットなどで多くの知識を得ることは可能ですが、一面的な利点を強調するにすぎない記事もあり、また、色々な特例の適用には詳細な条件が付されていることも多く、はたして、実際に該当するか否かについては慎重な判断が必要なものも多く、税制面だけでなく、遺産分割紛争の未然防止など、総合的な判断で優劣を決める必要がありますから、是非事前に弁護士にご相談されることをお勧めします。





生命の神秘



第 3 回 「 光るタンパク質 」

designed by Freepik

「緑色蛍光タンパク質 (GFP) の発見と開発」で生物発光を研究していた下村脩博士がノーベル化学賞を受賞されたことは、記憶されている方も多いと思います。

GFP (Green Fluorescent Protein)とは、一定の光を当てると緑色に光るタンパク質で、オワンクラゲから抽出された物質です。オワンクラゲの場合は「イクオリン」という自ら青色に発光するタンパク質を持っていますが、光る時はその青色ではなく、青色の光をそばにあるGFPにあて、わざわざ緑色に光ります。これは、BRET (Bioluminescence Resonance Energy Transfer=生物発光共鳴エネルギー転移)と呼ばれます。

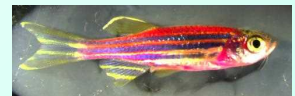
生物界での発光は、自己防衛 (光るものでカモフラージュして暗がりには逃げる)、捕食目的 (チョウチンアンコウのようにエサを寄せる)、交信手段 (求愛)、繁殖促進 (他の動物に食べてもらって広く繁殖するバクテリア)などを目的とすることがわかっています。例えば、オドントリシス (発光ゴカイ)などは求愛行動のため日没1時間後のわずか10分間だけ海面上で光り踊り狂うそうです。しかし、現在のところオワンクラゲがなぜ発光するのか、それもわざわざ緑色に発光するのかその理由はわかりません。

当初、85万匹という気の遠くなるような数のオワンクラゲを採取し抽出したイクオリンの発見に付随して発見されたGFPは、下村博士いわく「美しいだけが取り柄」だったのですが、遺伝子組み換え技術により、GFPを細胞内のいろいろなタンパク質に組み込む方法が開発され、その重要性が飛躍的に増大することになりました。目的の細胞タンパク質=例えばがん細胞や神経細胞=にこれを組み込み光を当てることによって光らせて、これらの増殖や成長を生体のまま、変化を観察できるのです。また、様々な色の蛍光タンパク質が発見され開発されるようになって、ますます、その効用が増大しています。複数の細胞を同時に観察できるようになるため、研究の効率が劇的に上がったのです。さらに、FRET (Fluorescent Resonance Energy Transfer=蛍光共鳴エネルギー移動=2種類の蛍光タンパク質が近づいた時のみ蛍光発光した色が別の色に変わる現象)を利用して、細胞内のタンパク質の相互作用をも見ることができ、さらに研究が発展しました。

最近では、蛍光タンパク質を遺伝子に仕込んだ、光るカイコ (光る絹糸) や、光るゼブラフィッシュ (下記写真) など研究分野だけではなく産業分野でも用いられるようになってきています。

下村博士は、もしもらえるならノーベル医学・生理学賞だと思っていたそうですが、生物の仕組みや新しい医療を研究する分野で大活躍していたGFPが、物質レベルでも高く評価された結果の化学賞です。

もともと、美しいだけで何の役にも立たないと思われたGFPが30年の時を経て、突如主役に躍り出る、美しいものはやはり価値があるのでしょうか。美しくあれば必ずいつかは花開く、そんな人生を夢見るため、美しくありたいですね。



Technicolor Zebrafish / Duke University

※ 参考文献

朝日選書「光る生物の話」下村脩, 日本評論社「光るクラゲがノーベル賞をとった理由」石浦章一 [監修], 生化学若い研究者の会 [編著]

Good news & Bad news

このところスポーツ界では、サッカーや大谷君などGood newsが相次いでいますが、他方では幼児の悲惨な虐待死, 通り魔殺人, 財務省・教育委員会の重要書類隠蔽, スポーツでもあの日大事件など, 信じられない超Bad newsも相次いでいます。

信賞必罰も大切ですが、その深いところの原因を考えてみる必要があると思います。

社会の構造が高度・複雑化したうえ、結果を求めるだけの価値観となり、そこから疎外された一部の人の存在場所がなくなり、ストレスが充満して、正常な判断力を失っていくのでしょうか。みんなで考える必要があります。

また、ごく最近では記録的な大雨により多くの方が被災されました。被災者の方々には心よりお見舞いを申し上げ、お亡くなりになったの方々には謹んで哀悼の意を表します。

平成30年8月

弁護士法人淀屋橋法律事務所

代表社員 弁護士 藤井 勲

表紙の写真 (山羊たちの行進)

撮影場所は、アフリカ大陸東部の小国、ジブチです。見る限り、砂と岩ばかりが続く平原ですが、どこかに人家も草地もあるので、早朝、女性が山羊の大群を連れて放牧に向かうのに出会いました。

おなかを空かした山羊たちが、まっしぐらに進んでいました。

(撮影者 芝 康司)